

審査項目	細別	県産品、県認定リサイクル製品キーワード一覧表	1点	2点	3点	4点	解 説	
5. 創意工夫	Ⅱ. 県産品・県認定リサイクル製品	■県産品関係						
		1.仕様書明記の県産品をすべて使用	□				仕様書に明記した県産品が全て(全品目・全数量)使われている場合には、加点■する。それ以外は空白とする。	
		2.上記1の条件を満たした上で、明記していないものについて県産品を使用			□		仕様書に県産品の明記がある場合に、明記しているものを県産品で全て使用したうえで、明記のないものについて、県産品を全数量使用していれば上記■に加え、加点■する。(1点+3点)それ以外は空白とする。	
		3.仕様書に県産品の明記が全くない場合に、県産品を使用した				□	仕様書に県産品の明記が全くない場合に、県産品を全数量使用していれば加点■する。それ以外は空白とする。 ※「1.」または「2.」に該当していれば「3.」には該当しない。	
		■県認定リサイクル製品関係			□			仕様書に県認定リサイクル製品の明記していない建設資材について県認定リサイクル製品を全数量使用した場合のみ加点■する。
		評点： 点 ・県産品、県認定リサイクル製品は加点評価とする。 ・加点は+6点～0点の範囲とする。 ・和歌山県けんさんびん登録制度に認定又はその定義に合致していれば県産品とする。ただし、県土保全環境技術の県外品を除く。 ・仕様書に記載している購入建設資材等を評価対象とする。諸経費に含まれる資材や転用可能な資材等は対象外とするが、創意工夫審査項目のその他で1点を加点できるものとする。	【県産品、県認定リサイクル製品の詳細評価】				※「和歌山県県土整備部工事成績評定要領の運用について」(平成25年3月25日付 技第1575号)により県産品及び県認定リサイクル製品の使用状況が提出されていたならば評価するものとする。	